

一 損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）

改正案		現行	
<p>第十二条第一項第三号</p>	<p>読み替える商業登記法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>会社</p>	<p>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律</p>	<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号、第十二条の二第五項及び第二十七条を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。</p>		<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。</p>	

第十二条の二 第五項	営業所（会社にあつては、本店）	第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以下同じ。）
第二十七条	商号の登記は 商号が 商号と 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	名称の登記は 名称が 商号又は名称と 主たる事務所
2	法第二十五条の規定において法の規定による登記について商 業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において 準用する同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおり	商号又は名称の登記 に 営業所（会社にあつては、本店）又は主 たる事務所の

（新設）

一 項	第 五 十 一 条 第 一 項	本 店	主 た る 事 務 所
第 五 十 条 第 四 項	支 店	從 た る 事 務 所	
一 項	第 五 十 条 第 三 項	會 社	損 害 保 險 料 率 算 出 団 体
第 五 十 条 第 二 項	本 店	主 た る 事 務 所	
第 五 十 条 第 二 項	支 店	從 た る 事 務 所	
第 四 十 九 条 第 三 項 及 び 第 五 十 条 第 一 項	本 店	主 た る 事 務 所	
一 項	支 店	從 た る 事 務 所	
一 項	會 社	損 害 保 險 料 率 算 出 団 体	